

# 令和6年度 第3回沖縄県内水面漁場管理委員会議事録

日時 令和7年2月28日（金）  
午後 14時00分～14時50分  
場所 沖縄県庁9階農林水産部第4会議室

出席者

委員 7名

(会場参加)

古谷 千佳子 委員

津波古 優子 委員

(WEB参加)

立原 一憲 委員

金城 政達 委員

伊波 實 委員

宮良 工 委員

事務局職員 2名

井上 顕 (事務局長)

紫波 俊介 (主任書記)

米丸 浩平 (主任書記)

---

○事務局（井上） 皆さんお疲れ様です。

それでは、定刻になりましたので始めさせてもらいたいと思います。

まず、議事に入る前に資料の確認です。本日の資料は議事次第、議案書の2点になります。会場の皆さんはページ数の関係で議案書を2冊に分けて配布しています。不足があればお申しつけください。

それといつもの確認を3点、お願いいたします。携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。発言の際は、議長から指名を受けた上での発言をお願いいたします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと、退席されてください。

ただいまより、令和6年度第3回沖縄県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の出席状況ですが、事前に山川委員から欠席の連絡をいただいております。

そのため、委員定数8名に対して、7名のご出席をいただいております。漁業法第145条第1項の準用規定である、第173条第1項による規定を満たしておりますので、本日の委員会は成立いたしております。本日は

ウェブ併用の会議となっております。ウェブ参加の方は発言される際に、マイクをオン、それ以外ではオフでお願いします。カメラは原則として、オンにしてください。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、沖縄県内水面漁場管理委員会運用等規定第6条により、会議の議長は会長が当たると規定されております。

以後の会議の進行を立原会長、よろしく願いいたします。

**○立原会長** はい。どうも、ありがとうございます。

1回飛んでいるので、久しぶりの会議になりました。

今年はかなり寒くて、沖縄の方もかなり寒い状態だと思います。去年奄美がかなり暑すぎて、奄美の方のリュウキュウアユがかなり生残率が悪かったんですけども、今年は比較的寒いので、たくさん上がってくるんじゃないかなというふうに期待しております。

最初に議事録署名人ですけれども、伊波委員と宮良委員にお願いできますでしょうか。

よろしく願いいたします。

### **【第1号議案 リュウキュウアユの採捕承認申請について】**

**○立原会長** それでは議題に入りたいと思います。

議事の1番目、許可証の申請が1件きているんですけども、事務局の方から説明をお願いいたします。

**○事務局（米丸）** はい。それでは、事務局からご説明いたします。

議案書の方の1ページをご覧ください。

リュウキュウアユの採捕承認申請が沖縄県環境科学センターから1件ありますのでご審議をお願いします。

こちらはですね、毎年申請のあるものでして、外来生物の捕獲調査を行うためにリュウキュウアユの混獲を想定した申請となっております。2ページの方にですね、昨年度以降の申請を掲載しておりますけれども、このうち下から3つ目のですね、5-4の申請の更新になります。

更新なのでざっと簡単に説明しますけれども、8ページの方に申請書を掲載しておりますのでご覧ください。採捕の目的から読み上げていきたいと思います。

採捕の目的は、福地ダム、安波ダム、羽地ダムの貯水池・流入河川において、外来生物等の捕獲調査を予定している。調査にあたって、「使用する漁具および漁法」に示す漁具、漁法を使用する予定である。本調査ではリュウキュウアユを積極的に採捕するものではないが、混獲の可能

性があるためリュウキュウアユ採捕承認申請を行うものである。採捕する尾数としては混獲のため、リュウキュウアユの採捕予定はない。なお、混獲された場合には、必要な情報を記録した上で、速やかに放流する。個体が斃死した場合には、持ち帰り適切に保存する。

採捕期間ですが、令和7年4月1日から令和7年9月30日まで、ちょうど委員会指示の終了の期日までとなっております。採捕する場所ですが、安波ダム、福地ダム、羽地ダムの貯水池・流入河川となっております。使用する漁具及び漁法ですが、左側だけ読み上げます。釣り、刺網（三枚刺網含む）、投網、追込網、カゴ網（フィッシュキラー、アナゴカゴ）、電気ショッカーボートです。規格等は右側の欄にありますのでご確認ください。

採捕に従事する者の住所および氏名ですが、9ページの方に記載がありますのでご確認ください。

10ページ以降に計画書を掲載しておりますけれども、12ページ、13ページの方でご説明しますのでご覧ください。

まず1-4、調査の履行期間ですが、こちらではですね令和6年9月26日から令和8年2月27日となっておりますけれども、捕獲調査自体が令和7年4月以降で、先ほども申しあげましたけれども、現行の指示の期間が令和7年9月末となっていることから、申請の期間は、令和7年4月から9月までとなっております。次に1-3の業務の場所と、13ページの方にあります業務の項目を説明します。安波ダム、福地ダム、羽地ダム、漢那ダムの貯水池および流入河川において、アメリカザリガニ、ダニオ類、オオクチバスの外来生物捕獲調査を実施予定ですが、うち委員会指示の対象外である漢那ダムの方を除いた3つのダムの貯水池および流入河川において、リュウキュウアユの混獲を想定しての申請となっております。

16から28ページの方に個別の詳細な調査計画を掲載しておりますが、去年と同様の調査ですので説明は割愛させていただければと思います。

なお、後ほどご報告いたしますが、前回の承認による混獲はなかったということで、また調査中も外来生物調査ということもあって、リュウキュウアユの姿は確認していないとのことでした。承認証の案が5ページから7ページに、通知案も含めて掲載しておりますのでご確認ください。基本的には前年度と同様の内容となっております。

事務局からは以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○立原会長** 説明どうもありがとうございます。

今の件に関してご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。  
どなたかありませんか。

1つ私の方から聞きたいんですけど、電気ショッカーボートでやって今まで、全く混獲なかったんですかね。

○事務局（米丸） 事務局からお答えします。

そうですね、去年の申請もそうだったかと思うんですけど。リュウキュウアユの姿は、確認していないということです。

○立原会長 例えば、これを冬季もやっているんですよね。

○事務局（米丸） 電気ショッカーはですね、ブラックバスの調査であつたかと思うんですが、ブラックバスの調査は7月から10月ですね。

○立原会長 そうですか、それなら大丈夫ですね。

わかりました。

冬季やっていると、多分仔魚が、電気でショック受けてもわからないだろうなと思ったんで、期間違うなら大丈夫です。

○事務局（米丸） そうですね、電気ショッカーに関しては、議案書の方でいうと26ページ、27ページにあたるかと思えますけれども、羽地ダムの方のみですね、7月から10月に実施するとのことなんです。

○立原会長 わかりました。

はい、それでは大丈夫ですね。全く問題ないですね。

その他何かありませんか、大丈夫でしょうか。

ないようでしたらこの件、継続ということもありますのでこれで承認したいと思います。

#### 【報告事項1 沖縄県漁業調整規則の改正について】

○立原会長 それでは議案は1つですけど、次に報告がいくつかあるようですので、最初の報告、沖縄県漁業調整規則の改正について、事務局の方からお願いいたします。

○事務局（紫波） はい、事務局より報告いたします。

報告事項の1、沖縄県漁業調整規則の改正について、沖縄県漁業調整規則は、漁業法及び刑法の一部改正に伴い、規則の関係条文を改正する必要があります。

また、併せて規則の採捕制限対象種などの明確化などや、誤記の訂正などを行うことを考えております。水産資源保護法第4条第7項により、知事は規則を改正しようとするときは、委員会諮問を行い答申を得る必要があります。

つきましては、この進捗についてご報告いたします。

34ページをご覧ください。34ページに関係法令、水産資源保護法第4条第7項がございます。こちらの方で、沖縄県知事は規則を改廃しようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないということです。右側に移っていただきたいんですけども、35ページの方ですが、3月下旬にですね、内水面漁場管理委員会への諮問・答申を、急遽なんですけども行っていただけないかということを考えております。

現在ですね、検察庁協議を終え、漁業団体への意見照会を終え、本文に関しては、どちらからも現在の本文で意見はないと回答をいただいております。

次に、36ページの方をご覧ください。

こちらが、沖縄県漁業調整規則の一部改正の概要となっております。こちらの方で、内水面漁場管理委員会と関連する項としましては、第2の概要の2番。うなぎ（13cm以下のものに限る）周年採捕禁止規定の削除ということになっております。

こちらの方は、令和5年12月1日から、うなぎの稚魚についての法第132条第1項の規定が適用され、何人もウナギの稚魚採捕が禁止されることとなりました。このことから、規則第34条によるうなぎの採捕制限を置いておく必要が失われたため、規則における当該部分を削ることとするというふうに考えております。

次に該当するところは37ページの5番。刑法などの一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正です。刑法などの一部を改正する法律によりまして、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度のより一層の充実を図るため、懲役禁固を廃止して拘禁刑の創設等が行われることから、関係条文を改正いたします。県漁業調整規則においてもですね、懲役刑の罰則がございますので、そちらの方を拘禁刑と文言を変えています。内水面で該当することとしましては、漁具・漁法の制限、先ほど話がありました、電気ショッカーなどの漁具を制限しているところ。また、有害物質の遺棄などに関しましては、懲役刑の方が懲役6ヶ月となっておりますので、そちらの方が拘禁刑の方が変わってくるということになります。

38ページ以降にですね、沖縄県漁業調整規則の新旧対照表の改正案の方が載っております。こちらの方を、次回の内水面漁場管理委員会の方で、諮問させていただけないかというふうに考えております。

事務局からは以上です。

**○立原会長** はい、ありがとうございました。

これは次回、3月の終わりにもう一度この内容について諮問するってことですよ。そう理解していいですか。

○事務局（紫波） そのとおりです。

○立原会長 わかりました。

この時点で何か聞いておきたいこととか、何かありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

そしたらこれは、また3月末にもう一度話を伺うということにしたいと思います。

## 〔報告事項2 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果について〕

○立原会長 それでは報告の2番、令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果について、報告をお願いいたします。

○事務局（米丸） それでは事務局からご説明いたします。

議案書の43ページをご覧ください。

前回の委員会で中央省庁への提案内容の検討等について、当委員会の回答を決議しましたけれども、令和6年11月11日に西日本ブロック協議会が開催され、当委員会から立原会長が参加して令和7年度の提案項目素案に係る意見を提案しましたので、その結果及び意見反映後の提案内容について、ご報告いたします。

44ページ以降に資料はつけているんですけども、基本的には43ページでご説明、ご報告したいと思います。

令和7年の提案項目素案に係る意見として当委員会から以下を提案したところです。添付1は71ページになるんですけども、内容としては、「水生生物の保全に係る水質環境について」というところで、津波古委員の方から「赤土」という文言を盛り込んでどうかということ提案させてもらったところです。2つ目が、「天然遡上アユについて」、地球温暖化による水温上昇の影響ということを明記してはどうかということ提案したところです。

その提案を、立原会長の方からしていただきまして、主な議論としてはですね、添付2が、72ページから75ページの方に議事録を添付してるんですけども、内容としては、「水生生物の保全に係る水質環境について」に関しては、赤土ということであれば特定県のみ的事案であることが考えられるので、個別的事案は盛り込まないという、提案項目作成にあたっての考え方に抵触する可能性があるので、ブロックの意見も踏まえて

検討したい、というような議論になりました。2つ目、「天然遡上アユについて」は、海水温上昇による天然遡上アユへの稚魚の減耗の話だと思うので、気候変動による内水面全体の話とアユに限った話と分けて整合性を検討いただければというような議論になっております。こちら詳細は72ページから75ページのほうご確認いただければと思います。

その後、全国の各ブロックの会議が終わった後の修正案の方も示されております。こちらが添付3として、76ページに掲載がありますけれども、表を簡単に説明しますと、1つ目、「水生生物の保全に係る水質環境について」の方は、「赤土」というものは濁水の1種ということで、整理するという判断になりました。2つ目、「天然遡上アユについて」はですね、ちょっと表現が変わったんですけど、海域を含めたアユ仔魚の生残・成育と環境要因の調査分析という、海水温上昇とは違いますけど、より具体的な表現に修正をしているとのことでした。修正案は76ページなんですけれども、もともとの原案の方がですね、天然遡上アユが62ページの方にありますので、新旧確認していただければと思います。

あと、その他としまして令和7年度の西日本ブロックの開催予定は、佐賀県の予定という報告がありました。

なお資料の方は抜粋して、関係あるところだけ掲載しておりますので、もし資料を全部読みたいという方がいらっしゃいましたら、ご連絡いただければ、お送りしますのでよろしく申し上げます。

報告事項2に関しては以上になります。

**○立原会長** はい、どうもありがとうございました。

これ、実際に私が出席してたので、私の方からも補足しますと赤土に関してはですね、一番この大前提に各県の個別の要望は含めないというのがあらしくて、ブロック会議の方で同じことを共通しそうな鹿児島県さんはどうですか、という質問があったんですけど。

鹿児島県のほうは、赤土が関与してくるようなことで特別問題になることはないという回答があって、沖縄だけになり、これはちょっとなかなか難しいでしょうねっていうブロック会議の副会長してる、酒井先生とも話をしたんですけども、これは濁水ということで、まとめてくれなにかということだったのでそれを承認しました。

それから、もう1つのアユの方なんですけども、これは別のところに地球温暖化に対する要望というのも、別項目であってですね、そこに重なるかなって形になるので、アユの生残と成育も、ちゃんと追うようにという文言を入れてくださいということで、この文言になっているという経緯です。

私の方からは以上ですけど何か会議に関する質問があれば、出席してましたので、私の方から何か答えられることがあれば、答えたいと思います。

何かございますか、大丈夫ですか。

**○事務局（米丸）** すみません。事務局から補足だけなんですけど、「提案項目策定にあたっての考え方」というのは68ページに掲載がありますので、そちらの赤字の2番ですね。個別の事案は盛り込まないということで、広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案について、提案項目とすること、というところがありますので、こちらで沖縄県だけの事情は、全国の提案項目には盛り込まないという判断になったとのことです。

**○立原会長** 宮良さんどうぞ。

**○宮良委員** はい、いいですか。

濁水の一部として、赤土を含むということなんですけど、その濁水自体が、微粒子のやつとか、豪雨時に出てくるものすごい粒径の大きいやつとか、いわゆる雨が終わってから、例えばダムから微弱量の赤土が出てくるやつとか、いろんなケースがあるんですけど、そういうのをすべて濁水に含むという感じになるんですかね。

**○立原会長** あのですね、本当はこれ、一番問題にしているのは薬物なんですよね。

実は今、関東なんかで非常に問題になっているのが、内水面の水域に除草剤とかが多いんですけども、肥料とかいろんな薬物が一気に流れ込むというのがあって、それが梅雨時期にオーバーフローするような形で一気に濁水とともに流れ込むという事が、一番懸案されているみたいで、沖縄にいとあまりわからないんですけども、大量斃死を繰り返して起こしているんですよね。

ここ数年間、例えば湖が全部、魚が浮いてしまっって真っ白になるというような状態が結構起きていて、それに対する対策というのが一番大きいような気がします。

それで、先ほど言いましたように、沖縄の赤土というのは、あくまで沖縄県だけの要望になるので、その文言はちょっと入れにくいということだったので、このままということでさせていただきました。

**○宮良委員** 問題はないと思います。

ただ私、何か、その濁水一絡げにしてしまっって、要するに、堆積土砂の話なのか、濁らせて藻類の成長を阻害する話なのか、魚のエラに詰まっってどうという話なのか、そこら辺がよくわからなくてですね。

○立原会長 あのですね、ここで使っている濁水っていうのは、濁水そのものを問題にしているんじゃないんですよ。

要するに、大量な水とともにっていうところに濁水っていうのを使っているだけで、大雨が降ってたくさん水が出たときに濁水やいろんな化学物質と一緒に流れるっていうことが問題になってくるということのようです。

○宮良委員 承知しました、了解です。

○立原会長 その他、何かありますでしょうか、大丈夫でしょうか。ではこの報告は終わりにしたいと思います。

### 【報告事項3 リュウキュウアユの採捕実績報告について】

○立原会長 それでは3番目、リュウキュウアユの採捕実績報告について事務局の方からお願いいたします。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。議案書77ページをご覧ください。

リュウキュウアユの採捕実績報告について下記の通り採捕実績、採捕実績報告について提出がありましたので報告します。

1つ目は、先ほどちょっと触れましたけれども、沖縄県環境科学センターの方から、外来生物捕獲調査に関する報告です。こちらはですね、採捕予定もなしで採捕数もなかったということなので、報告書自体は78ページから101ページの方に掲載がありますけれども、リュウキュウアユに関する情報は出ておりませんので、ここでは割愛させていただきたいと思います。

2つ目は、美ら島財団さんから、種苗生産用ということで20尾以内の採捕承認を出していたところ、8尾の採捕があったということなので、こちらに関してご報告したいと思います。

議案書の方でいうと102ページから105ページになります。

ちょっと飛びますが、102ページから105ページの方、お開きください。

102ページの実績報告書の方、読み上げていきますけれども、採捕した場所としては、普久川ダム流入河川、採捕した尾数が、承認20尾に対して8尾、採捕に用いた漁具及び漁法が、投網とたも網となっております。

その他のほうに、概要を書いておりますので読み上げたいと思います。2024年11月28日に普久川ダム流入河川にて30個体以上のリュウキュウアユを確認。同日に4個体、また12月9日に4個体の計8個体を採捕した。全体的に痩せている個体が多く、採捕直後に採卵することはできなかった。その後、飼育下で動物用ゴナトロピン投与を行ったが受精卵を得る

ことはできなかった、とあります。

詳細な報告が103ページ以降にありますので、ざっと触れたいと思います。

採捕日時が、11月28日と12月9日、ともに11時から12時、13時まで、午前中の採捕になります。水温の方が、約15℃ということです。結果としましては、1回目の採捕でオス2個体、メス2個体、2回目の採捕でオス3個体、メス1個体の採捕を行っております。

続いて104ページに移りまして、産卵期にしては痩せている個体が多く、11月に発生した豪雨による餌場減少等の可能性が考えられる。

採捕後、採集した個体を水族館に持ち帰り、腹部圧迫を行ったが、採取できたのは精子のみで、卵は確保できなかった。その後排卵を促すため、あすかアニマルヘルス株式会社製 動物用ゴナトロピン3000を腹腔内に投与したが、排卵には至らず。水温低下や短日処理を実施し、定期的に腹部圧迫を行うが採卵はできなかった。死亡した雌の腹腔から卵を取り出し、人工受精を試みたが受精することはなかった、ということです。

下の方の写真が、ちょっと中央付近で群れるリュウキュウアユは、なかなか見づらいと思うんですが、採捕から人工授精までの様子を写真で掲載しております。

105ページの方が参考までに、採捕承認の内容になっております。

事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

**○立原会長** ありがとうございます。

この件、何かご意見ご質問ありますでしょうか。

これ、私からなんですけども、最近、美ら海水族館の採捕と人工授精がうまくいってない例が時々起きているんですけども、今回の件はですね、おそらく普久川ダムとの11月28日というのも完全に遅いのではないかなと思うんですね。

ちょっと今まで福地ダムのサンヌマタ川での採捕をやったことなかったんですけども、これだけ上手くいかないということになると、今度申請するときサンヌマタでやった方が産卵群がわかりやすいので、普久川ダムはもともと個体数が少ないので、産卵群が大きくないんですよ。

ですから、産卵床も見つけにくいので、やるならば、今度採捕を申請してきたら、福地のサンヌマタでやったらどうですかということをごちからから提案してあげたらいいのかなという気がします。

ただ、そのためには、米軍の立入許可証が出ているのが大前提なんですけども。

今、福地ダムの方でまた米軍の立入許可証を申請すると言っていましたので、もし申請が許可されれば、福地ダムのサンヌマタ川で採卵用の仔魚を取ったらどうかということをごちから言ってあげれば、うまくいくのかなっていう気もしなくはないです。

もし何か次の提案があったときには、そういうことも考えたほうがいいかもしれません。

**○事務局（米丸）** はい、ありがとうございます。

フィードバックはしたいと思いますので他にも意見があれば、ぜひお願いします。

**○立原会長** せっかく承認を出してやったけど、仔魚ができませんでしたってのがあまりよくないので、やるならば一番できそうな可能性の高い川でやったほうがいいのかなという気がします。

他何かございませんか、大丈夫でしょうか。

ではこの2件の報告書はこれで認めたいと思います。

#### **【報告事項4 その他、簡単な報告事項】**

**○立原会長** 最後にその他の方事務局の方からご説明お願いいたします。

**○事務局（米丸）** はい、それでは、事務局からご説明いたします。

最後のページ、106ページをご覧ください。

その他、簡単な報告事項として3つ挙げております。割と重要な項目が多いんですけども、1つ目がリュウキュウアユの希少種指定に向けた調整状況なんですけど、自然保護課の方からの情報では、まだ検討委員会自体が次回、3月6日に開かれるということで、今はそれに向けた調整中ということです。

自然保護課から環境省に確認したところ、リュウキュウアユに関しては外来種にはあたらず、トキのように再導入という考え方になるだろうという解釈が示されたということをおっしゃっていました。

ただ、関係者がどこまで深く考えているかわからないんですけど、自然保護課の中では、まだ外来種の定義等について整理をしているけれども、まだ外来種の扱いになるのではとの考えも残っているとのこと。

来週3月6日に、次回の希少野生動植物種等選定検討委員会を開催予定とのこと、立原会長も参加されるかと思っておりますので、こちらで議論を詰めてもらった後、また次回の内水面委員会でその結果をご報告できるのではないかと考えております。

2つ目、海と日本プロジェクト岐阜との小学生交流企画の情報提供と

ということで、海と日本プロジェクト岐阜の方からですね、何回か連絡がありまして、令和7年度の交流事業を沖縄県と実施予定であり、アユをテーマに、小学生の交流企画を予定している旨連絡がありました。

経緯としましては、岐阜県は海なし県のため、海と直接関わりのあるものがないんですけれども、長良川のアユというのが有名であって、アユは海と川を行き来するものであると。沖縄県との交流ということで、沖縄県にも同じアユでリュウキュウアユというものがいて、これまで野生絶滅から様々な取り組みが行われてきたことを知ったということで、アユをテーマに交流をしたいと考えているとのことでした。

企画としましては、岐阜県内の小学生と沖縄県内の小学生が相互交流として互いの県を訪問し、アユに関する取り組み等々を行うことを予定しているとのことでした。

現在、予算折衝・現地調整を進めており、名護市真喜屋小学校と交流予定だが、教育委員会と調整次第で他の小学校とも交流の可能性があると、海と日本プロジェクトin沖縄県や琉球放送RBCも関係しており、リュウキュウアユ関係では現在、名護博物館学芸員でリュウキュウアユのパンフレット制作に関わった村田氏と連絡が取れている状況であるということが、連絡ありました。

また、ちょっとここに載せきれなかったんですが昨日、RBCさんからも、海と日本プロジェクトin沖縄県事務局としてこの企画に携わっておりまして、予算折衝自体は、この間採択された、という連絡を受けています。

また現地調整ですが、真喜屋小学校自体はもともとリュウキュウアユに関する環境学習に取り組んでいるところなんです、今回のこのプロジェクトに関しては、名護市教育委員会と調整をしていたところなんです、なかなかその事業に関わっていくのは小学校としては厳しいという回答があったそうで、現在、沖縄県教育委員会の方とも繋がりががあるので、そちらとも調整して他の可能性を探っているということでした。

今後、必要に応じてですね、委員の皆さんや関係者への仲介、過去資料の提供など、対応の可能性はあるかと思えます。

あと内水面で漁業実態がないので、もう内水面委員会として扱うっていうのはこの先厳しくなっていくと思いますが、その後の環境学習とかそういう方向につなげていけるかと思ひ、ありがたい話かなと思っております。

こちらもまた追って情報が入り次第共有しますけれども、何かご意見があればお願いします。

続けます。

3つ目ですね、内水面漁場管理委員会委員の任期満了に伴う選任手続

きの方、これから行っていく予定です。

今の皆さんの任期が、令和7年、今年8月5日までであり、今後選任手続きを予定しております。

またですね、現在の委員会指示が、今年9月30日までで最後の指示となる見込みであることから、次回の任期では、指示終了後のリュウキュウアユに係る関係者への周知、当委員会の今後の在り方について検討する必要があるかと考えております。

報告としては以上になります。

**○立原会長** ありがとうございます。

この件に関して何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

まず1番目なんですけど、私の方からも少し補足させていただきたいんですけども。

環境省はですね、トキとかそれからクニマスの中で、例えば、1度絶滅した種が他の場所に移された場合、今まではそれを国内外来種にしていたんですけども、さすがにトキが国内外来種扱いというのはちょっとまずいだろうということになって、環境省のレッドデータブックの委員会でも、いろんな方針が今変わりつつあります。

例えば、元々いた場所であればそこにもう一度入れたものが、今までだと、野生絶滅・国内移入という扱いだったのが、再導入という別枠で保護対象にしているということになりつつあります。まだ完全にコンセンサスを得られているわけではないんですけども、おそらくその流れはこれからは変わらないと思います。

というのは、もう実際いろんなところで絶滅してしまったものがたくさん出てきて、でもそれが別のところに、外来種として残ってたりするんですよ。

そうすると、それを元のところに戻して再び保護したほうがいいのではないかということが言われ始めていて、おそらくこの流れは止まらないと思いますので、沖縄県がどういうふうにかつていうのは別として、環境省とか国の方針というのは、少し変化するのかなっていう気がしています。

今私のほうから言えるのはそれだけで、それから3月6日の会議なんですけど、私自身が議長をしているのでなかなか意見を言いづらい立場にあって皆さんの意見を聞いて、私の方から補足するという形になるのかなという気がします。

それから2番目なんですけども、これ少し気になるんですけど村田さん確かに、リュウキュウアユのパンフレットは作っていますけど、リュ

ウキュウアユにはほとんど何も関わっていないので、なかなか村田さんが対応するのは難しいのかなって。

例えば、川でリュウキュウアユを見るとか奄美の状況だとか何か少し情報をもった人がやった方が本当は、本当に子供とやるんだったらこっちの方がいいのかなっていう気もしますので、例えば蘇生させる会の誰かとかいうことを少し考えたほうが、子供に具体的なことを何か伝えるには、そっちの方がいいのかな。もちろん村田さんも一緒にやられて構わないと思うんですけども、実際に放流したことのある人とか、一体何が問題になっているのかとか、そういうことが具体的にわかる人がもう1人入った方がいいのかなっていう気もしくはないです。

今後どうなるのかわからないですけども、なにかそういうことも少し考えたほうがいいのかなという気がします。

私の方からは以上です。

その他どなたか、ご意見ありませんか。

宮良さんどうぞ。

**○津波古委員** 意見とかではなくて、後学のためにお聞きしたいだけなんですけど、水産関連の法律では、生物名は平仮名で書くことが決まっているんですか。

**○事務局（米丸）** はい。規則とかのお話ですかね。

**○宮良委員** そうですね。

**○事務局（米丸）** はい。そうですね、これまでの慣例といいますか、基本的には、生物名は。はい。

**○宮良委員** 全然イメージはわかりません。

わかりました。ただ、そのあとの50何ページ、検討結果の表から、正誤表ですね。その回答とか何とかの表には、生物名がカタカナで全部表記されているので、こっちの方が見やすいなと思っただけです。

以上です。

**○事務局（米丸）** はい、おそらく昔の法令からの名残といいますか、平仮名表記が多いんですけど、水産関係法令以外とかあと他の都道府県さんなんかの規則条例とかだと、最近の改正から片仮名表記されているような事例もないことはないもので、もしかしたら今後は変わっていくかもしれないです。

**○宮良委員** はい、わかりました。ありがとうございます。

以上です。

**○立原会長** 確かに平仮名は、ピンとこないですよ。

見ていると法令関係のやつは、みんな平仮名で書いてあるので…

その他何かございませんか。

津波古委員ですかね。

**○津波古委員** 106ページの②のプロジェクトの件なんですけど、リュウキュウアユを蘇生させる会の事務局のごく一部の中で出ている話なんです、ちょっと情報としてお伝えしますと、やっぱり環境学習っていうのは何かコンタクトできないかなっていうのは、話しているところです。

リュウキュウアユを周知してもらっているのも1つなんですけど、沖縄の川にはいろんな生き物がいるんだよっていうのを環境学習として、子供たちと一緒にそういう環境学習をやっている事務局員もいますので、リュウキュウアユを蘇生させる会に一言お声掛けいただければ、また何らか動き出すこともできるのかなと、今思いました。

以上です。

**○立原会長** ありがとうございます。

その他何かありませんか。

**○事務局（米丸）** 事務局からなんですけど、この2番に関して、恥ずかしながら、我々事務局の方でもなかなかリュウキュウアユに関する専門知識とかは持ち合わせていないものですから、過去資料の提供はさておき、関係者との仲介等には、委員の皆様のご協力をいただければと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

**○立原会長** わかりました。

ほか何かありませんでしょうか。

**○事務局（米丸）** なければですね最後に、次回委員会の日程をこの場でお伺いできればと思うんですけども、今ですね急遽で申し訳ないんですけど3月28日か31日、できればですね我々の異動がない間にやってしまいたいということもあって、ちょっとご都合をお伺いできればと思うんですが。28日の都合がよいという方がいれば、挙手をいただけるとありがたいです。

**○立原会長** 私、今のところ大丈夫です。

**○事務局（米丸）** どっちも大丈夫ですか、28日が手を挙げていただいて、4名ですね。31日がいいという方はいらっしゃるでしょうか。

**○立原会長** 31日でも大丈夫です。

**○事務局（米丸）** 31日が2名ですか、28日が5名ですね。

そしたら今伺った限りですね、28日の方が都合がいいという方が多いので、基本的にはもう28日の方で、次回委員会の内容としては、基本的には先ほどの規則改正に関する諮問と答申になりますけれども、開催できればと思います。

また、これから連絡しますのでよろしくお願いいたします。

基本的には14時、いつも通り14時という方向で調整したいと思います。

**○立原会長** その他、何かありませんか。

なければ、これで今日の議事を終わりたいと思います。

最後、附帯決議ですけども、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正に関しては、事務局に一任するというようお願いいたします。

それでは事務局にお返しいたします。

**○事務局（井上）** はい。立原会長、進行ありがとうございました。

また、委員の皆様もお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

事務局から次回の日程について再度アナウンスさせていただきます。令和6年度第4回の委員会は、先ほどあった規則の諮問と答申を行いたいので、3月28日金曜日14時から予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

会場は調整中ですが、ウェブを併用した開催を予定しております。ご参加のほどよろしくお願いいたします。

最後に質問や確認事項がございましたら発言をお願いいたします。

はい、大丈夫そうなので、それでは以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様、ご退席いただいて構いません。

本日はありがとうございました。

次回の委員会もよろしくお願いいたします。

**○立原会長** ありがとうございました。お疲れさまでした。